

「T+1」は実行あるのみ 重要課題解決の第一歩

清水清・制度政策委員長に聞く

先物協会の制度政策委員会と全商連の「T+1」推進会議(TはTrade Day)が進めている場勘定決済期限の一日短縮問題は実施案作成段階に入った。そこで、清水清・制度政策委員長(カネツ商事会長)に核心を聞いた。



清水清・制度政策委員長

問題点を洗い出して

7月23日の制度政策委員会から、会員も傍聴できるとし、実際に三十人ほどが集まり、意見も出ました。

清水 当協会が策定した「商品先物取引業の短中期ビジョン」が発端となり、取引所関連では、トランスファ、クリアリングハウス制度など四項目実現を目指すことになりました。中でも、「T+1」(翌々営業日正午までの清算)を一日繰り上げて「T+1」にする作業を集中してやることにし、みんなで問題点を出し合って、管理部門の意見も聞いて一つ一つ解決しようとしています。

清水 9月にこの問題提起を全商連にも投げかけたあと、受託契約準則の改正が必要な場合には改正し、

委託証拠金が焦点

全商連の推進会議の委託証拠金等ワーキンググループは中間報告で、「T+1」実施時の委託証拠金のあり方として当初証拠金という考え方を入れたモデルをつくりました。何か問題点はありませんか。

清水 現状の証拠金、つまり、取引所が定める八万円(どうもこの場合巨額に二万円足して当初証拠金を十万円とするのは出来るかもしれません。だが、八万円を取引維持最低額とすると、一万二千円マイナスになると、追証がかかります。それでは、今でもリースキーとみられている商品

先物取引が、さらにリースキーにみられる懸念があります。かといって追証がかかりにくいように当初証拠金を十六万円にするのは現実離れしています。結局、元に戻す、つまり、取引所が定める証拠金の半分マイナスになる追証をかけ建玉処分権も発生する、という現状のままがよいという意見が強く出ています。

「T+1」推進のための課題整理(案)

(8月26日の制度政策委員会で決定)

- I 「T+1」決済システムについて
 1. 「T+1」の対象となる場勘定の範囲について
 - ①取引証拠金 ②値洗損益金
 委託定時増証拠金、同勘定増証拠金については、市場管理上の措置であるので、取引所が指定するところにより受払いを行うものとし、T+1の対象外とすること。
 2. 全取引所一括決済等について
 取引所との場勘定の決済においては、7取引所一括決済及び自己・委託を合算してネットの差金のみを受払いを導入すべきである。
- II 委託証拠金等について
 1. 委託本証拠金について
 - (1) 委託者が預託する委託本証拠金額
 取引所が定める委託本証拠金額を最低額とし、受託会員が任意に額を設定できることとされたいこと。(全商連案「当初証拠金」に同じ。)
 - (2) 取引所が定める委託本証拠金額
 大臣告示額を上回る額を取引所において設定されたいこと。
 - (3) 大臣告示額
 決済期限が1日短縮されることに伴い、決済期限2日を前提とした現行の大臣告示額について、値幅制限との関係において全商品統一とされたいこと。
 2. 委託追証拠金について
 - (1) 発生時期
 取引所が設定する委託本証拠金額にかかわらず、取引所が定める委託本証拠金額の2分の1以上の値洗い損が生じたときとされたいこと。(現行に同じ)
 - (2) 預託必要額
 取引所が設定する委託本証拠金額にかかわらず、取引所が定める委託本証拠金額の2分の1以上、値洗い損金額の範囲内とされたいこと。
 - (3) 不要となる時期及び額
 預り委託証拠金(定増・臨増を除く)から値洗い損を差し引いた残額が取引所が定める委託本証拠金額を上回ったときに、当該超過額が預託不要(余剰)となることとされたいこと。
 3. 建玉処分権について
 委託追証拠金として取引所が定める委託本証拠金額の2分の1の額が預託されなかったときに、受託会員が建玉処分を行うことができる(建玉処分権が生じる)こととされたいこと。

時代の要請にこたえる

取引員の抵抗は。清水 「T+1」を推し進めて、憎まれることはあっても褒められることはないかもしれません。しかし、時代の流れに沿ったことなので、市場そのものの健全化、安全性、信頼性といった点からも避けて通るわけにはいきません。

重要課題を解決する第一歩であり、これができないことには業界発展は望めません。しかし、こうした意

義が十分に理解されているとはいえないので、さらに努力していきます。

東南アジアへ役員視察団

東振協 9月8日~14日

東工取先物市場振興協会(会員六十八社、代表幹事多々良實夫・豊商事社長)は、9月8日から14日までの7日間、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、金融取引視察団を派遣する。

今年にはゴム市場開設50年の節目の年に当たること、TSRゴムの上場を計画中のこと、原油先物取引で提携したSGX(シンガポール取引所)との関係を密にする必要があることから取引員各社の会長、社長で構成する協会役員に、取引所理事長・理事を加えた大物視察団にした。

タイのバンコクでは農業・協同組合省に日本のゴム市場についてレクチャーするとともに、同省幹部、ゴムの関係とかについて、金融庁、農水省と意見交換もしています。

横尾 それを含めて検討中です。

横尾 信頼性の向上、委託者保護、そして、これからの業界像について。

横尾 手数料の完全自由化後、過渡期を経て、取引員は総合サービス業であり、情報提供業であるという面で差別化されていくでしょう。もう一つはITです。インターネット取引が様相を変えます。電話勧誘中心的な商売を抜け出し、業態を変えていかなければ淘汰されます。こうしたことが信頼性の向上と委託者保護にもつながるでしょう。

(1面のつづき)

- 参加メンバーは、清水清・カネツ商事会長(団長、中澤忠義・東工取理事長(顧問)、多々良実夫・豊商事社長、下山彌壽男・サンライズ貿易会長、岡地和道・岡地社長、岡本安明・岡安商事社長、坂井康明・フジフューチャー社長、佐藤陽紀・ハーベストフューチャー社長、白井憲治・エース交易社長、二家勝明・日本ユニコム会長、細金紳生・小林洋行会長、松尾碩男・北辰物産社長、山岸計良・東振協事務局局長、早川一成・同理事の十五名。